

令和6年4月1日

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

静岡市長

保育を行うことを目的とする施設であって市長が認可している認可保育所等以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、次の事項に留意してください。

1 設置後の届出について（注1）

児童福祉法第59条の2第1項により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1月以内に市長に対する届出が義務づけられていることから、市が定める設置届出書に御記入の上、必ず1月以内に届出をして下さい。

また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、御留意ください。なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の5）

2 サービス内容の掲示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等の書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第59条の2の2、59条の2の3及び59条の2の4）

したがって、次の点について注意する必要があります。

(1) サービス内容の掲示（児童福祉法第59条の2の2）（注2）

利用者の見やすい場所にその施設の提供する保育サービスの内容等を掲示及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供することが必要です。

(2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第59条の2の3）

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約内容の書面等交付（児童福祉法第59条の2の4）（注2）

利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付することが必要です。

3 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添1）に適合しているとともに、消防法、食品衛

生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

4 指導監督の趣旨

市長は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

そして、認可外保育施設（届出対象外施設を含む。）であっても、児童福祉法に基づき市長が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して、協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第 1 項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は、罰則の適用もあります。（児童福祉法第 62 条第 2 項第 6 号）

また、前述の指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、更に事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第 59 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項）

更に、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は、罰則規定の適用もあります。（児童福祉法第 61 条の 4）

このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

注 1 次のいずれかに該当する施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）は、届出対象外ですが、指導監督の対象となります。

① 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児。

（例：デパート、自動車教習所、歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象施設となります。）

② 親族間の預かり合い（利用者が設置者の四親等内の親族を対象とします。）

③ 設置者の親族又はこれに準じる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児

（例：利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等。この場合でも、広く一般に利用者の募集を行うなど、

不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出対象施設となります。)

- ④ 半年を限度として臨時に設置される施設（イベント付置施設等）
- ⑤ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設（※幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出対象施設となります。)

注2 サービス内容の揭示事項及び契約内容の書面交付事項は次のとおりです。

揭示又は書面交付事項一覧（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。）

居宅訪問型保育事業を除いた保育施設

項目	揭示事項	書面等交付事項
設置者の氏名（名称）	○	○
設置者の住所（所在地）	—	○
施設の管理者の氏名	○	○
建物その他の設備の規模及び構造	○	—
施設の名称及び所在地	○	○
事業を開始した年月日	○	—
開所している時間	○	—
提供するサービス内容とその料金 （揭示事項にあつては、直近の変更の内容及びその理由も記載）	○	○
入所（利用）定員	○	—
保育士その他の職員の配置数又はその予定	○	—
設置者及び職員に対する研修の受講状況 （児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設及び児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のもの）に限る。）	○	—
保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	○	○
提携している医療機関の名称、所在地、提携内容	○	○
利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	—	○
緊急時等における対応方法	○	—
非常災害対策	○	—
虐待の防止のための措置に関する事項	○	—
設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	○	—

掲示又は書面交付事項一覧（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る）

居宅訪問型保育事業

項目	掲示事項	書面等交付事項
設置者の氏名（名称）	○	○
設置者の住所（所在地）	—	○
事業所の管理者の氏名	○	○
事業所の名称及び所在地	○	○
事業を開始した年月日	○	—
保育提供可能時間	○	—
提供するサービス内容とその料金 （掲示事項にあつては、直近の変更の内容及びその理由も記載）	○	○
利用定員	○	—
保育士その他の職員の配置数又はその予定 （複数の保育従事者を雇用しているものに限る。）	○	—
設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況 （複数の保育従事者を雇用していないものに限る。）	○	—
設置者及び職員に対する研修の受講状況	○	—
保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	○	○
提携している医療機関の名称、所在地、提携内容 （提携している場合）	○	○
利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	—	○
緊急時等における対応方法	○	—
非常災害対策	○	—
虐待の防止のための措置に関する事項	○	—
設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 （受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	○	—